

## 公立大学法人横浜市立大学の身分異動に関する要綱

制 定 令和 3 年 8 月 1 日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第4章及び第7章に基づく、入学、退学、休学、復学、除籍、転学（以下「身分異動」という。）及び卒業等の学生の身分に関することに関し必要な事項を定める。

2 横浜市立大学大学院の学生にあたっては、前項及び横浜市立大学大学院学則の規定を準用する。

### (入学時における休学の取扱い)

第2条 学則第20条に規定する休学について、入学時における学期は、次項の事情の者を除き、休学を申し出ることができない。

2 病気その他やむを得ない事情により3月以上本学で修学することができない者

### (学費未納者に関する身分異動の取扱い)

第3条 学生のうち公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第2条第1項別表、同条第3項及び同条第4項に規定する授業料、入学金、施設設備費及び実験実習費を未納している者（以下「学費未納者」という。）について、次のとおり取り扱う。

2 学費未納者は、学則第20条及び第22条に規定する休学及び退学を申し出ることができない。また、申出があった場合においても、学費未納者である事実が確認された場合は、教授会の議を経て当該申出を無効とし、休学及び退学を許可しない。

3 学費未納者は、学則第50条に規定する卒業の要件を満たす場合においても、卒業及び修了を認定しない。

4 学費未納者のうち、次の各号に掲げる者を本人及び保証人の意向に関わらず、教授会の議を経て退学とする。

(1) 公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する要綱（以下「要綱」という。）第1条第1項第1号及び同条第7項に規定する第1期末日及び第2期末日を過ぎても、2期分の授業料を納付していない者

(2) 規程第5条第1項第1号の規定により入学金及び施設整備費の納期限が猶予された者のうち、入学初年度の要綱第1条第1項第1号及び同条第7項に規定する第2期末日を過ぎても、入学金及び施設設備費を納付していない者

### (その他)

第4条 その他、特段の事情があり、学長がやむを得ないと認めるものに限り、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。